



市の木 まつ



市の花 やしおつつじ

付 属 資 料

- 1 第1次那須塩原市総合計画基本構想（平成19年3月策定）
- 2 那須塩原市総合計画審議会条例
- 3 那須塩原市総合計画審議会委員名簿
- 4 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画の策定経過

基本構想

【平成19年度～平成28年度】



天皇の間記念公園

■まちづくりの基本理念

本市は、まちづくりの主体である市民と行政の協働を推進し、自立した行財政運営のもとで、だれもが安全に安心して暮らし、一人ひとりの個性と地域の特性が輝くまちづくりを推進します。

基本理念《4つのキーワード》

1 市民との協働によるまちづくり

まちづくりの主役である市民と行政が、ともに力を合わせて進める協働のまちづくりを推進します。

2 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり

効率的・効果的な行財政運営により、地方分権・住民自治の時代に対応できる自立したまちづくりを推進します。

3 安全に、安心して暮らせるまちづくり

防災・防犯体制の強化や日常の暮らしを支える社会資本の整備、保健福祉対策の充実により、安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 個性が輝くまちづくり

豊かな自然環境や多彩な産業などの地域資源の有効活用と、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる地域社会の形成を図り、個性が輝くまちづくりを推進します。

■那須塩原市の将来像

本市には、広大な那須野が原に育まれた緑と那珂川、碓川の清らかな流れに代表される美しく豊かな自然があります。

わたしたち市民一人ひとは、このあふれる緑や自然を大切にしながら、安心して暮らすことができ、夢や希望をもって「やすらぎ」を感じることができるまちを目指すために、那須塩原市の将来像を「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」とします。

那須塩原市の将来像

人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原



■まちづくりの大綱

まちづくりの基本理念

- 市民との協働によるまちづくり
- 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり
- 安全に、安心して暮らせるまちづくり
- 個性が輝くまちづくり

将来像

人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原

基本政策

1 自然と共生するまちづくり

- 自然環境の保全・活用
- 清潔で美しい地域づくり
- 地球環境の保全
- 計画的な土地利用の推進

2 快適で潤いのあるまちづくり

- 安全に暮らせる地域づくり
- 消費生活の安定・向上
- 公共交通網と交通安全対策の充実
- 姉妹都市交流・国際交流の推進
- 男女共同参画の推進
- 安心安全な水の供給

3 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- 地域福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 児童福祉の充実
- 保健・医療の充実
- 保険・保障制度の充実

4 安全で便利なまちづくり

- 計画的な市街地の形成
- 憩いの空間づくり
- 良好な住宅地・居住空間の形成
- 安心して活動できる空間づくり
- 体系的な道路網の整備
- 雨水排水対策の推進
- 効率的・効果的な下水道の整備

5 活力を創出するまちづくり

- 農林業の振興
- 畜産業の振興
- 商業・サービス業の振興
- 工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・就労環境の充実
- 中心市街地の活性化

6 豊かな心と文化を育むまちづくり

- 生涯学習の推進
- 学校教育の充実
- 芸術・文化活動の振興
- 生涯スポーツの振興
- 青少年の健全育成

7 創意と協働によるまちづくり

- 効率的・効果的な行財政運営の推進
- 市民との協働による地域づくり
- 地域情報化の推進

基本施策

1 自然と共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全・活用

恵まれた自然環境を守り次世代に引き継ぐため、自然と共生した地域づくりを推進します。

また、豊富な自然とのふれあい活動を通して自然環境に対する認識を深めるとともに、市民や関係団体と連携し、水辺や身近な緑の保全、希少な野生動植物の保護に努めます。

(2) 清潔で美しい地域づくり

廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を密にし、監視体制の強化に努めます。

また、清流那珂川や箒川の水質や大気の監視体制の充実を図り、公害の未然防止に努めます。

(3) 地球環境の保全

環境への負荷を減らした循環型社会を形成するため、市民や事業者との連携と役割分担を図りながら、資源の循環利用や省エネルギーの推進、新エネルギーの導入などに努め、地球温暖化防止などの環境保全への取組を推進します。

(4) 計画的な土地利用の推進

自然環境や地理的条件、産業構造などを踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を推進し、特性を活かした地域の活性化を図るとともに、豊かな自然や美しい景観と共生したまちづくりを推進します。

2 快適で潤いのあるまちづくり

(1) 安全に暮らせる地域づくり

防災や危機管理体制の拡充と自主防災意識の高揚、消防施設や設備の充実などを図り、災害に強いまちづくりを推進するとともに、関係団体や機関との連携を強化し、広域的な消防活動の円滑な推進に努めます。

また、地域における犯罪を未然に防止するため、防犯意識の高揚と地域が取り組む防犯活動への支援や関係団体、機関との連携強化を推進します。

(2) 消費生活の安定・向上

消費生活に関する情報の提供や消費知識の普及を図り、多様化する消費生活社会に対応できる消費者の育成と団体活動の促進に努めます。

また、消費生活相談体制を充実し、悪徳商法などによる被害の未然防止や被害者の救済に努めます。

(3) 公共交通網と交通安全対策の充実

鉄道やバスなどの公共交通機関との連携と、地域の実情を踏まえた市営バス事業の充実を図りながら、公共交通の利便性の向上、公共交通への利用転換を促進します。

また、関係団体や機関と連携し交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故の発生抑止、交通安全施設の整備充実に努めます。

(4) 姉妹都市交流・国際交流の推進

自治体間の連携と市民相互の交流を深めるため、姉妹都市との友好親善関係の継続的な発展に努めます。

また、国際交流に取り組む市民や団体との連携を図りながら、幅広い分野で外国人との交流を推進するとともに、外国人が暮らしやすい地域づくりを進めます。

(5) 男女共同参画の促進

男女共同参画に関する教育や意識啓発を推進し、性別による固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、関係団体等との連携を図りながら、男女共同参画社会の構築に向けた推進体制の整備を進めます。

また、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる分野において、男女が共に責任を担い、個性と能力を発揮しやすい環境づくりを推進します。

(6) 安心安全な水の供給

水質の適正管理や配水管の整備、施設の計画的改修や更新を推進するとともに、災害に強い施設の整備や危機管理体制の強化に努め、安心安全な水の供給を推進します。

また、未給水区域の解消に努めるとともに、経営の健全化を目指すため民間委託の導入や経営管理体制の充実を図ります。

3 健やかに安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉の充実

高齢や障害などの事情により福祉サービスを必要とする人が、住みなれた地域で充実した生活が送れるよう、保健・医療・福祉の連携を推進します。

また、市民、事業者、ボランティアとのネットワークづくりや、社会福祉活動を行う市民、団体の育成・支援を推進し、地域福祉を支える基盤づくりに努めます。

(2) 障害者福祉の充実

日常生活に必要な福祉サービスを自ら選択できるよう、在宅福祉サービスの基盤の充実を図るとともに、障害者が社会活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

また、障害者が希望を持って支障なく社会生活を送れるよう必要な療育体制や施設整備を計画的に促進するとともに、生活空間などのバリアフリー化を進めます。

(3) 高齢者福祉の充実

高齢者が明るく元気に暮らせるよう、健康づくりの推進や介護予防対策を充実するとともに、学習や交流機会の確保と社会活動への参加を促進し、地域社会を支える大切な一員として活躍できる環境づくりを推進します。

(4) 児童福祉の充実

子どもの健やかな成長を支援するため、健康診査や小児医療、母子保健医療の充実を図るとともに、保育サービスと子育て相談センター機能の拡充や、それぞれの家庭環境などに応じた支援体制の整備に努めます。

また、市民や団体との連携を図りながら、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

(5) 保健・医療の充実

食生活の改善を促進するとともに、健康に関する意識を啓発し、地域主体の健康づくりを推進します。

また、母子保健の充実や、生活習慣病と感染症対策を推進するとともに、医療機関や近隣市町との連携により救急医療体制の充実に努めます。

(6) 保険・保障制度の安定

国民健康保険制度や介護保険制度の安定的な運営を確保するため、運営の効率化を推進するとともに、公平公正な保険料の賦課徴収に努めます。

また、生活困窮世帯に対する適正な支援を行うとともに、自立の促進に努めます。

4 安全で便利なまちづくり

(1) 計画的な市街地の形成

地域の特性を踏まえた土地利用計画と秩序ある都市計画のもと、都市機能の整備と集積を計画的に推進し、快適で活力ある市街地の形成を図ります。

また、受け継がれてきた歴史や文化を尊重しつつ、周辺の自然環境と調和した都市景観の形成を推進します。

(2) 憩いの空間づくり

市民が潤いと安らぎのある生活を送れるよう、公園施設の更新を計画的に進めるとともに、機能の充実に努めます。

また、公園や街路の緑化を推進するため、愛護団体の支援に努めます。

(3) 良好な住宅地・居住空間の形成

良好な住宅地と居住空間の形成を推進するため、自然景観や周辺環境との調和や生活形態に応じた快適な住環境の整備を図るとともに、人に優しい社会基盤の充実に努めます。

また、住宅の需給動向を見極めながら、量と質の両面からの住宅対策を推進し、住環境の整備に努めます。

(4) 安心して活動できる空間づくり

交通ターミナルや商店街、病院など多くの人が利用する施設や道路のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者をはじめ誰もが安全に安心して活動できる空間づくりに努めます。

(5) 体系的な道路網の整備

広域幹線道路や生活道路の整備を計画的に推進し、市民生活の利便性の向上と地域の一体性の確保に努めるとともに、人や物の交流と地域経済の活性化を促進します。

(6) 雨水排水対策の推進

河川や公共下水道雨水幹線、農業用排水路などを有効に活用しながら総合的な雨水排水対策を推進し、大雨による交通障害や住宅などへの浸水被害の防止に努めます。

(7) 効率的・効果的な下水道の整備

生活環境の維持・向上を図るため、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の整備と普及を促進し、公共用水域の水質保全に努めるとともに、事業効果を十分に検証しながら、地域の状況に応じた生活排水対策を推進します。

5 活力を創出するまちづくり

(1) 農林業の振興

農業経営の安定を図るため、生産基盤と農村集落環境の総合的な整備や農業後継者の育成・確保、優良農地の保全と利活用などに努めるとともに、地産地消の推進や農業体験と農村文化の伝承を通じた都市と農村の交流を促進し、農村地域の活性化を図ります。

また、森林の管理・育成や新たな林産物の開発・普及を推進するとともに、水源の涵養や土砂の流出防止、大気浄化に寄与する森林の整備を促進します。

(2) 畜産業の振興

畜産業の振興を図るため、経営の基盤となる自給飼料の確保に努めるとともに、優良牛の繁殖・育成、導入など家畜の改良を支援します。

また、畜産環境の改善を図るため、堆肥化施設の整備と優良堆肥の利用を推進するとともに、作業の効率化と低コスト化を促進し経営の改善・向上を図ります。

(3) 商業・サービス業の振興

商店街の活性化を図るため、商業基盤の整備・充実に努めるとともに、融資制度の拡充により経営基盤の強化を支援します。

また、関係団体との連携を図りながら、社会環境の変化に対応した新たな事業者の育成・支援や異業種間の交流による経営改善を推進します。

(4) 工業の振興

首都圏との近接性や優位な交通条件を活かし、優良な企業や企業の本社機能、研究開発機能の立地・誘導を図り、地域の雇用と活力を創出する工業の振興を図ります。

(5) 観光の振興

関係団体等との連携を図りながら、観光情報の発信や誘客活動の促進と支援に努めるとともに、アクセス道の整備や観光拠点間のネットワークの強化を推進します。

また、多彩な観光資源の有効活用を図るとともに、他産業との連携を促進して魅力あふれる観光地づくりを進め、さらに、近年の国際化を新たな観光産業の分野として受け止め、国際観光都市の実現に努めます。

(6) 雇用・就労環境の充実

関係機関との連携を強化し、雇用・就労情報の提供や起業者などへの支援体制の構築に努めるとともに、勤労者の生活を支援する制度融資の充実を図ります。

また、職業と家庭生活が両立できる労働環境の整備を促進するとともに、職業能力の開発や人材の育成を支援する体制の整備に努めます。

(7) 中心市街地の活性化

商業の活性化と市街地の整備を一体的に推進するとともに、地域の住民や団体と連携し、活力ある中心市街地の形成に努めます。

また、地域が実施するイベントや環境美化活動などの取組を支援し、中心商店街の活性化促進と支援に努めます。

6 豊かな心と文化を育むまちづくり

(1) 生涯学習の推進

学習情報の提供や学習機会の充実など、生涯学習に取り組みやすい環境の整備を図り、市民の自発的な学習活動の支援に努めます。

また、ボランティア団体などとの連携を図り、学んだ成果を広く活かせる仕組みづくりを推進します。

(2) 学校教育の充実

自覚と誇りをもった豊かな人間性を育てるため、「生きる力と夢」を育む教育活動を推進するとともに、学ぶ意欲や考える力に優れた児童生徒の育成に努め、信頼される学校づくりを推進します。

また、学校規模の適正化や施設の充実を図り、教育環境の向上と児童生徒の安全の確保に努めるとともに、幼稚園や保育園、小学校の連携などを促進し、幼児教育環境の充実を図ります。

(3) 芸術・文化活動の振興

市民が文化や芸術に親しむ機会の拡充を図るとともに、芸術・文化活動に取り組む人材や団体の育成・支援に努めます。

また、文化財の保存・伝承に努めるとともに、新たな文化の創出、振興を図ります。

(4) 生涯スポーツの振興

市民の健康増進と体力づくりを推進するため、体育施設の充実や学校施設の開放を進め、スポーツを気軽に楽しめる環境づくりに努めます。

また、地域のスポーツクラブの育成や支援に努めるとともに、関係団体などとの連携を強化し、指導者の養成や技能の向上を図ります。

(5) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、学校や地域、関係団体や機関と連携して良好な社会環境づくりを推進するとともに、青少年の問題に関する相談やサポート体制の充実を図ります。

また、家庭教育の充実や地域ぐるみで青少年を育成する仕組みづくりに努めるとともに、青少年の体験活動の機会拡充を図ります。

7 創意と協働によるまちづくり

(1) 効率的・効果的な行財政運営の推進

少子高齢化や地方分権の進展などの社会情勢の変化に柔軟に対応できる、行政組織の構築や職員の育成、公共施設の適正配置を推進し、限りある行政資源の有効活用を図ります。

また、事務事業の再編整理や市税収納率の向上、受益と負担の適正化などを進めるとともに民間活力の導入を図り、効率的で効果的な行政運営と安定した財政基盤の確立に努めます。

(2) 市民との協働による地域づくり

行政情報の公開や広報広聴活動を充実し、市民主体の地域づくりを進めるとともに、自治会などの地域団体との連携の強化や、まちづくり団体などの育成と支援に努めます。

また、市民や団体、企業との連携を強化し、協働による地域づくりの基盤の確立と実践するための仕組みの構築を推進します。

(3) 地域情報化の推進

地域の団体や事業者との連携を図りながら情報通信基盤の整備に努めるとともに、情報通信技術を活用した新たなコミュニティづくりや、簡単で便利な市民サービスを提供する電子市役所の構築を推進します。

また、情報格差の是正を図るため、地域公共ネットワークに関する多角的な検討を進めるとともに、その効率的な整備と効果的な活用を推進します。

2 那須塩原市総合計画審議会条例

平成17年7月1日
条例第231号

(設置)

第1条 那須塩原市が策定する市政全般にわたる総合的な計画について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、那須塩原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を調査審議し答申する。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市の基本構想（以下「基本構想」という。）
- (2) 基本構想に基づく基本計画
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、審議会の所掌事務に関する専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 那須塩原市総合計画審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	所 属 等
1	安 在 隆 芳	西那須野観光協会
2	飯 島 恵 子	NPO法人
3	生 駒 憲 一	那須塩原市建設業協会
4	伊 澤 昭 夫	那須塩原市文化協会連絡協議会
5	石 森 則 夫	公募委員
6	磯 忠 昭	那須塩原市体育協会
7	大 野 博 文	公募委員
8	岡 田 幸 子	那須塩原市ボランティア連絡協議会
9	萩 原 正 寿	黒磯観光協会
10	落 合 健太郎	黒磯那須青年会議所
11	河 内 賢 二	IT関連事業者
12	君 島 理 恵	塩原温泉旅館協同組合 女将の会
13	工 藤 海查生	那須野ヶ原青年会議所
14	児 玉 幸 弘	公募委員
15	五江 渕 征 子	那須塩原市地域婦人会連絡協議会
16	酒 井 芳 男	那須塩原市動植物調査研究会
17	佐 藤 一 則	那須塩原市連合消防団
18	佐 藤 友 幸	那須塩原市農業指導士会
19	塩 水 常 男	那須塩原市社会福祉協議会
20	関 谷 直 人	西那須野商工会
21	関 谷 眞 夫	那須塩原市老人クラブ連合会
22	高根 沢 武 一	那須塩原市国際交流協会
23	田 代 茂 樹	塩原温泉観光協会
24	寺 崎 政 徳	那須野農業協同組合
25	人 見 みる子	酪農家
26	平 山 明	那須塩原市PTA連絡協議会
27	平 山 忠	那須塩原市商工会
28	松 本 勇	那須塩原市自治会長連絡協議会
29	八木 沢 敏 子	輝きネットなすしおばら
30	山 島 哲 夫	宇都宮共和大学 学部長

第1次那須塩原市
総合計画基本構想

那須塩原市総合計画
審議会条例

那須塩原市総合計画
審議会委員名簿

第1次那須塩原市総合計画
後期基本計画の策定経過

4 第1次那須塩原市総合計画後期基本計画の策定経過

平成22年

- 6月15日 市民アンケート調査（～7月16日）
- 8月9日 総合計画審議会委員の公募（～9月3日）
【委員30人の内3人】
- 8月30日 第1回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議
- 11月11日 総合計画審議会を設置し、諮問
- 12月2日 第2回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議

平成23年

- 1月31日 第3回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議
- 2月8日 第1回総合計画策定委員会
- 2月18日 第2回総合計画審議会
- 2月22日 第4回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議
- 3月22日 市議会議員全員協議会に前期基本計画達成状況報告書を提出
- 4月13日 第5回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議
- 5月10日 第2回総合計画策定委員会
- 5月18日 第3回総合計画審議会
- 6月21日 第6回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議
- 7月22日 第7回総合計画策定委員会ワーキンググループチーフ会議
- 7月27日 第3回総合計画策定委員会
- 8月4日 第4回総合計画審議会
- 10月11日 第4回総合計画策定委員会
- 10月28日 第5回総合計画審議会
- 11月21日 後期基本計画説明会【いきいきふれあいセンター：参加人数30人】
- 11月22日 後期基本計画説明会【西那須野支所：参加人数18人】
- 11月24日 後期基本計画説明会【ハロープラザ：参加人数13人】
- 12月5日 パブリックコメント（～20日）
- 12月5日 総合計画に掲載する写真の公募（～1月13日）

平成24年

- 1月25日 第5回総合計画策定委員会
- 2月2日 第6回総合計画審議会
- 2月9日 第7回総合計画審議会から答申